

## 社会保険料を会社が負担した場合

**Q** : 当社では、福利厚生の一環として、健康保険等の社会保険料の使用人負担分の一部を会社が負担しようと思います。このような場合、課税上問題がありますか？

**A** : 給与の支給があったものとして課税されます。

### 【解説】

健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの社会保険料は法律によって、会社と使用人の負担すべき割合が定められています。会社がこの負担すべき割合を超えて使用人の負担すべき部分まで支払った場合には、原則として、その超えて負担した保険料の額に相当する給与の支給があったものとして課税されることとなります。ただし、その使用人につきその月中に会社が負担する金額の合計額が300円以下である場合には、課税しなくて差し支えないとされています。この場合の300円という限度額は、会社が社会保険料のほか生命保険料や損害保険料を負担している場合には、それらの合計額について判定されることとなります。

したがって、ご質問の場合、会社が負担する金額が300円を超えていれば、使用人が負担すべき部分については給与の支給があったものとして課税されることとなります。なお、給与として課税された金額は、その使用人が支払った社会保険料として社会保険料控除の対象となります。

